

団地だより

三島沢地工業団地協同組合

2022
11月発行
第52号

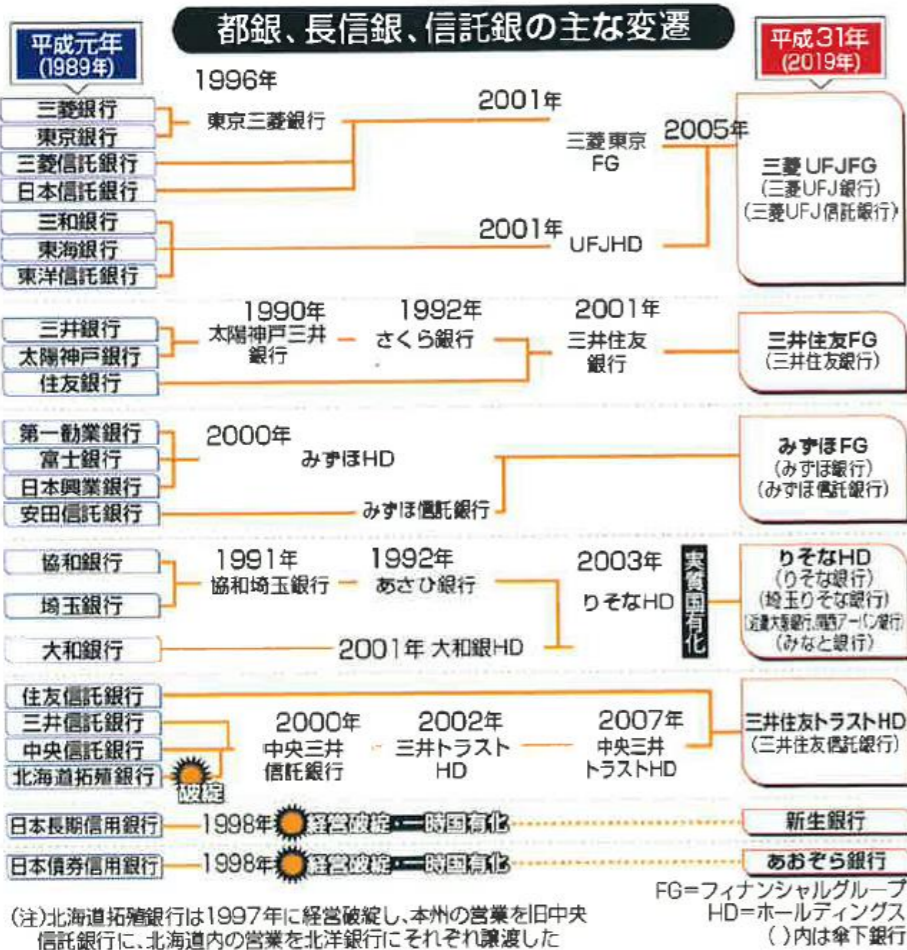


ずいそう 随想

(株)シンカムコーポレーション
経理担当 福島良之

組合事務局より、コラム内容は趣味・家族・会社・その他好きな事など自由に気楽な気持ちで書いて頂ければと依頼がありました。経理担当者でもあり、普段取引している都市銀行って、昔は何行あったのだろうと、ふと思い、変遷を調べてみました。

「随想」は団地内役員の方々などに、自由投稿で順にお願いしています。



戦後、都市銀行再編の第1波は1970年(昭和45年)代初めに到来。1971年(昭和46年)に第一銀行と日本勧業銀行が合併をして第一勧業銀行、1973年(昭和48年)に神戸銀行と太陽銀行が合併して太陽神戸銀行が誕生した。

これにより、都市銀行はピーク時の15行から13行へととなり、この体制が平成の初めまで20年近く続いた。

金融界はバブル崩壊後1991~1993年(平成3年~5年)、不良債権等抱え込み連鎖的な危機の中、再編・淘汰を繰り返した。しかし、信用不安は増幅し、当時金融機関を危機から救う制度はなかった。

1998年公的資金による金融機関の資本増強が可能になり、大手21行に実行され不良債権処理に費やした費用は、100兆円以上にのぼった。

危機終えんの兆しが見えたのは2000年(平成12年)代に入ってからだ。

平成30年間に破綻した銀行や信用金庫、信用組合などは180超。公的資金活用などで生き残った金融機関も合併や統合を迫られ、大手銀行は23行から5陣営に集約された。

太陽光発電システムのしくみと構成例

カメヤ食品(株)の自家消費型太陽光発電設備

団地内ではドーワテック(株)に続き2カ所目になる、カメヤ食品(株)で設置した「自家消費型太陽光発電設備(発電能力最大139Kw)」のしくみを簡単に紹介します。

「太陽光発電システム」では、シリコン半導体に光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の「光エネルギー」を直接「電気エネルギー」に変換して活用します。太陽電池モジュールの発電によって生まれる直流電力は、パワーコンディショナによって、一般に利用できる交流電力(電力会社が供給するのと同じ)に変換され、工場等で自家使用されます。



パワーコンディショナ(PCS)



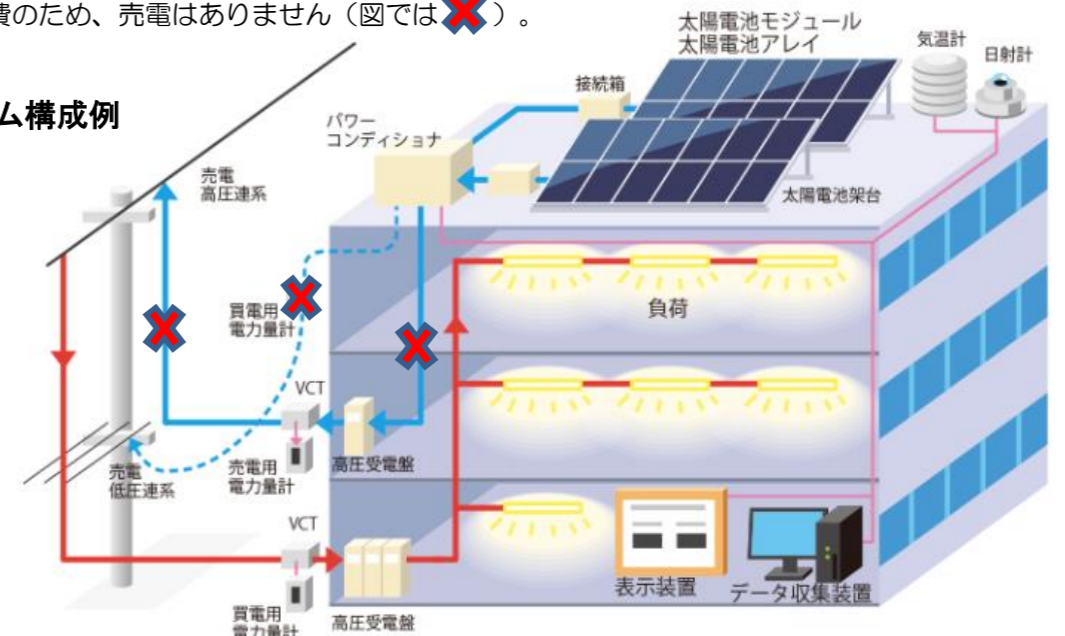
太陽電池モジュール(PV) 西側



PV 東側

写真・実例は、設置されたカメヤ食品(株)のもの。全量自家消費のため、売電はありません(図では✕)。

システム構成例

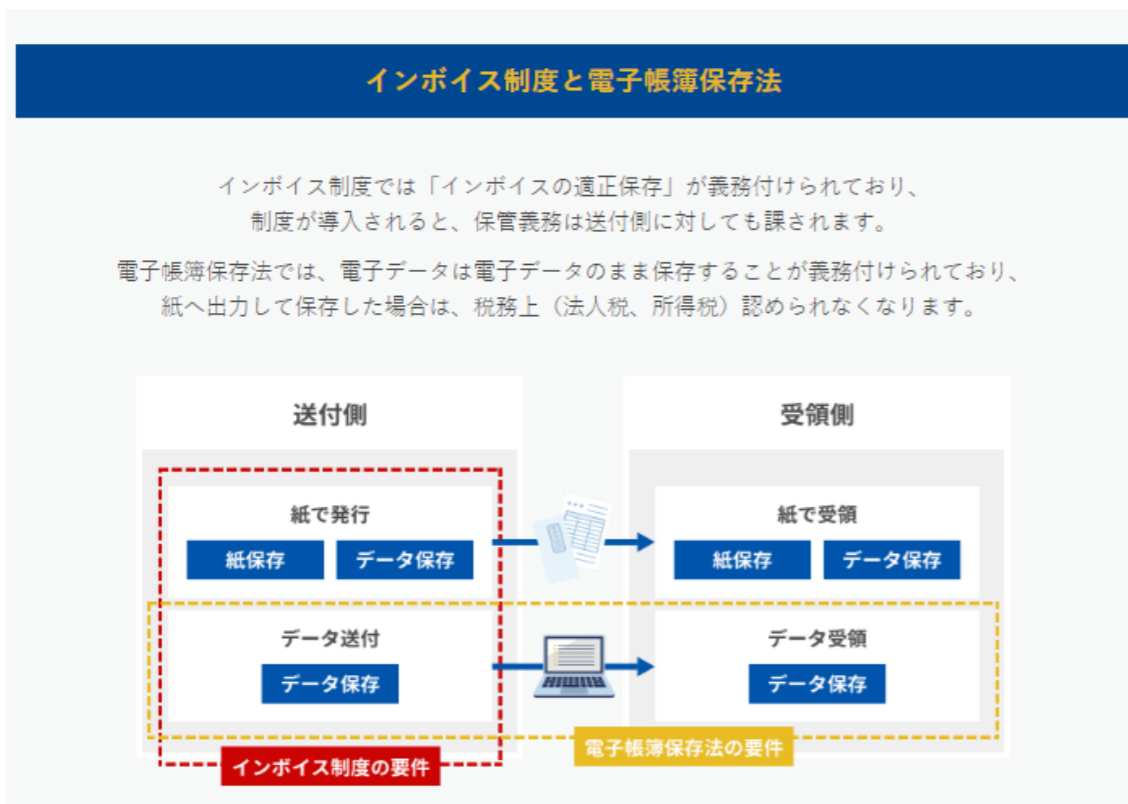


太陽光発電システムのしくみ

電池アレイ	直並列接続された複数の太陽電池モジュールを機械的、電気的に架台に取り付けた太陽電池群。
太陽電池モジュール(PV)	太陽光エネルギーを直接電気エネルギー(直流)に変換するパネル。
パワーコンディショナ(PCS)	太陽電池モジュールから発生する直流電力を最大限引き出すように制御するとともに交流電力に変換する。通常、電力会社からの配電線(商用電力系統)に悪影響をおよぼさないようにする連系保護装置を内蔵している。自立運転機能を備えている場合は、商用電力が停電した際に特定の負荷に供給できる。
買電用受変電設備	電力会社からの商用電力系統(6.6kVなど)を受電し、必要に応じて低圧の動力電源(3相3線200V)電灯電源(単相3線200/100V)に変換する。

電子帳簿保存法とは国税関係（法人税や所得税法）で原則として紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電子データによる保存を可能とすること、および電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

令和3年度の税制改正により電子帳簿保存法は、新型コロナの影響もあり今までの制度から大きく変化し、今まで一部の企業しか利用できなかった制度の多くが中小企業でも利用しやすくなりました。一方で所得税と法人税を申告するすべての事業者が対象となる電子取引については、要件が強化されました。



インボイス制度導入にあわせて推奨される「電子帳簿保存法」への対応

<p>紙で受け取った請求書は税務署への届出無しで電子保存が可能に</p> <p>企業の経理業務における電子化のハードルが格段に下がる</p>	<p>電子で受け取った請求書は一定の要件を満たした状態で電子保存が義務化</p> <p>改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から保存方法を定義</p>	<p>電子保存ができない場合、罰則規定がある</p> <p>保存方法を遵守する力学という位置づけ</p>
--	---	--

電子保存の義務化は2年間（2023年12月まで）の宥恕期間が設けられた

法改正の流れ



インボイス制度・電子帳簿保存法 研修会開催



大嶽公認会計士・税理士 大嶽貴弘 氏による研修の様子

9月29日、10月5日の二回に渡り、インボイス制度と電子帳簿保存法の概要と対策の研修会を開催しました。講師に大嶽公認会計士・税理士 大嶽貴弘 氏を迎え、静岡県中小企業団体中央会補助事業の補助金を利用した研修になります。

「インボイス制度」研修会では、令和5年10月1日より導入される適格請求書保存方式（インボイス制度）への対応について組合員企業へ制度の周知を図るとともに理解を深めるため解説が行われました。



インボイス制度研修16名、電子帳簿保存法研修15名とたくさんの方にご参加いただきました

適格請求書（インボイス）とは売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータを言います。買手は仕入れ税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手（売手）が交付したインボイスの保存が必要となります。

インボイス発行事業者となるためには登録申請手続きが必要となり、制度が導入される令和5年10月1日からインボイス発行事業者になるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請手続きを行わなくてはなりません。

電子帳簿保存法とは

各税法で原則として紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電子データによる保存を可能とすること、および電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく3種類に区分されています。

